



**ZERO CARBON
HOKKAIDO**

北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）

～ 脱炭素への挑戦 新たな未来の創造 ～

[改訂版]

(素案)

令和4年 月

北海道

目次（本編）

1	はじめに ～ゼロカーボン北海道の実現に向けて～	2
2	本計画の位置付けと期間	3
3	気候変動の影響	4
4	世界と日本の削減目標	5
5	北海道の削減目標	6
6	(1) めざす姿（長期目標）	6
7	(2) 中期目標	6
8	温室効果ガス排出抑制等の対策・施策	7
9	(1) 取組の基本方策	8
10	(2) 重点的に進める取組	9
11	① 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化	9
12	② 豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用エラー! ブックマークが定義されていません。	
13	③ 森林等の二酸化炭素吸収源の確保エラー! ブックマークが定義されていません。	
14	(3) 分野毎の対策・施策及び削減目標エラー! ブックマークが定義されていません。	
15	① 分野毎の主な対策・施策	エラー! ブックマークが定義されていません。
16	② 分野毎の削減目標	エラー! ブックマークが定義されていません。
17	2050年のゼロカーボン北海道のイメージエラー! ブックマークが定義されていません。	
18	7 2050年のゼロカーボン北海道のイメージエラー! ブックマークが定義されていません。	
19	8 計画の推進体制等	エラー! ブックマークが定義されていません。
20	9 用語集	エラー! ブックマークが定義されていません。
21		
22		
23		
24		
25		

<本計画の構成等について>

- 本計画の構成は、次のとおり。

本編	計画の位置付けや目標に加え、主な取組などを示しています。	p1～p30
対策・施策編	本計画に基づき、今後道が進める対策・施策を示しています。	対策・施策編p1～p15
資料編	本道の温室効果ガス排出量の状況やこれまでの道の取組に加え、気候変動対策に関連する計画などを記載しています。	資料編p1～p23

- 本編において「*」が付いている単語については、29～30ページの「用語集」に説明を記載しています。
なお、資料編の「用語集」では、より多くの単語について説明を記載しています。

2050年に向けて ～ 北海道の実質ゼロ表明 ～

近年、気候変動問題への対応が喫緊の課題となっており、地域からも積極的に温室効果ガスの排出削減に取り組むことが求められているところであります。

本道は、暖房や自動車などによる化石燃料の利用により、家庭や運輸部門における排出割合が全国よりも高くなっており、道民や事業者、自治体など各主体と、より一層連携・協働し、排出削減に取り組むことが重要であると認識をしております。

このため、道では、現在進めている「地球温暖化対策推進計画」の見直しにおいて、脱炭素社会を見据えた長期的な視点を持ち、取組の方向性や推進方策を示すとともに、本道の強みである豊富な再生可能エネルギーや森林吸収量などの最大限の活用、さらには、積雪寒冷地である本道ならではの環境イノベーションの実現・展開などにより、高いハードルではありますが、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることをめざしてまいります。

令和2年第1回北海道議会定例会代表質問における北海道知事答弁
(2020年(令和2年)3月11日)

1 はじめに ～ゼロカーボン北海道の実現に向けて～

近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、道内においても激しい雨が降る頻度が増加するなど、気候変動の影響が顕在化しています。こうした影響は、今後さらに幅広い分野に及ぶことが懸念されており、その主な要因として地球温暖化があげられています。

地球温暖化は地球規模の深刻な問題であり、早期に解決すべき喫緊の課題であることから、道では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2010年5月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第2次）」を策定し、道民、事業者、市町村と連携・協働して、低炭素な社会づくりの取組を進めてきました。

こうしたなか、2015年のパリ協定^{*1}の採択以降、国内外で温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡をめざす「脱炭素化」の動きが加速しており、道としても、気候変動問題に長期的な視点で取り組むため、2020年3月、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明したところであり、その実現に向けて更なる取組を進めるため、第3次計画を策定することとしました。

本計画では、気候変動問題の解決と世界に誇る北海道の創造に向けて、北海道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林などの吸収源の最大限の活用により、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進めます。

そして、道民一人ひとりが意識を変え、自ら責任を持って行動することにより、2050年までに、温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」を実現し、道民が健康で快適に過ごすことができ、真に豊かで誇りを持てる社会を、次の世代につなげていきます。

【改定にあたって】

道では、気候変動問題の解決と真に豊かで暮らしやすい北海道の創造に向けて、令和3年3月に第3次となる「北海道地球温暖化対策推進計画」を策定し、再生可能エネルギーや森林などの吸収源の最大限の活用により「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を新たに開始しています。

こうした中、国内外における脱炭素に向けた動きがますます高まり、令和3年6月には、「地球温暖化対策推進法」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法に位置付けるとともに、同年10月、国は「地球温暖化対策計画」を5年ぶりに改正し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示されました。また、11月13日に閉幕したCOP26ではパリ協定の世界平均気温上昇を1.5°Cに抑える努力を追求するとした合意文書が採択されるなど、道としても更なる取組の促進が求められています。

このような計画策定後の状況変化を踏まえ、今回の改定では、2030年度の削減目標の見直しを行い、2030年度までを2050年ゼロカーボンに向けて道民、事業者と認識を共有し、機運醸成や行動喚起を図り、道筋を構築していく期間と位置付けるとともに、地域の脱炭素化や建築物の脱炭素化の推進、環境保全型農業の推進などを新たに重点的に進める取組としたほか、補助指標の追加や省エネ行動の実践例、2050年ゼロカーボンのイメージなどを記載し、分かりやすい計画となるよう見直しを行ったものです。

令和4年 月

2 本計画の位置付けと期間

本計画は、2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する上で、2030年までの削減目標やその達成に向けた取組等を示すものであり、「地球温暖化対策推進法」第21条第3項に基づき、都道府県に策定が義務付けられた「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として策定します。また、「北海道地球温暖化防止対策条例*2」第8条に基づく「地球温暖化対策推進計画」及び、「北海道環境基本条例」に基づく「北海道環境基本計画」の個別計画、「北海道総合計画」の「重点戦略計画」としても位置付けます。



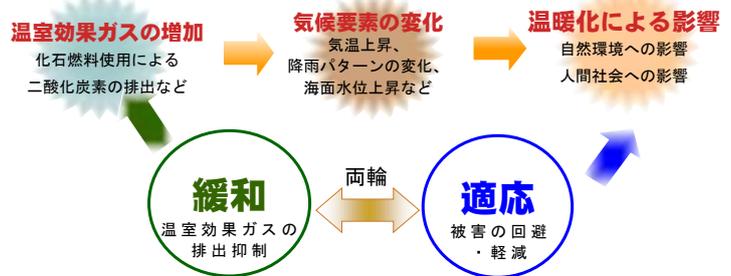
計画期間は以下のとおりとし、今後の世界的な動きや国の新たな制度・施策等の状況、イノベーションの進展なども踏まえ、目標の達成状況・関連指標・施策の進捗状況等の点検を毎年行い、進捗が遅れている項目について充実強化を図るなど、PDCAサイクルを適切かつ効果的に回していくとともに、途中年度の状況も踏まえながら、必要に応じ適宜計画の見直しの検討を行います。

計画期間 2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度)まで

なお、気候変動への対応は、温室効果ガス排出を削減する「緩和策」だけでなく、将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」も合わせて、計画的に進める必要があります。そのため、道では本計画による「緩和策」と2020年3月に策定した「北海道気候変動適応計画」に定める「適応策」を両輪として取り組んでいきます。

<気候変動への適応>

道では、気候変動の影響に対して被害を回避・軽減する「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進するため「北海道気候変動適応計画」を策定しました。気候変動対策の推進に当たっては、温室効果ガスの排出抑制である「緩和」とともに「適応」を進めていくことが重要です。
※資料編「北海道気候変動適応計画」の概要を参照。



<持続可能な開発目標 (SDGs)>

2015年9月、国連で150を超える加盟国首脳が参加の下、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中核として17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs (Sustainable Development Goals))」が掲げられました。

13番目の目標は「気候変動に具体的な対策を」であり道としても本道が優位性を持つ再生可能エネルギーや森林吸収源などの最大限の活用により、我が国の気候変動対策に貢献していきます。



3 気候変動の影響

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農畜産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスク増加など、気候変動による影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

北海道も例外ではなく、道内7地点（旭川、網走、札幌、帯広、根室、寿都、函館）を平均した年平均気温はこの100年でおおよそ**1.63°C**[高橋 優也1]上昇しており、今世紀末にかけても、5.0°C程度の上昇*や、大雨の頻度の増加などが予測されていることから、私たちのくらしや産業などにさらに大きな影響を及ぼすと考えられます。

2021年にIPCCが公表した第6次報告書では、平均気温の上昇を1.5°Cに抑えることで、干ばつ及び大雨や平均降水量における変化の規模を抑えることができることなどが示されました。

※ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書で用いられた4つの温室効果ガスの濃度変化シナリオのうち、最も温室効果ガスの排出が多いRCP8.5シナリオ（現時点を超える政策的な緩和策を行わないことを想定）に基づく予測結果。

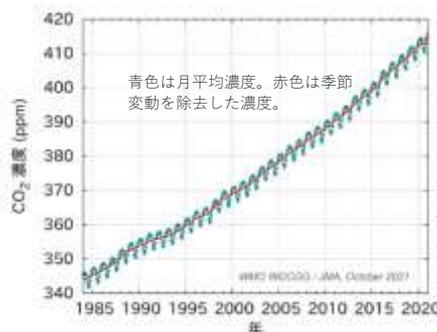


図 地球全体の二酸化炭素濃度の経年変化

（出典：気象庁ホームページ
http://ds.data.jma.go.jp/ghg/kanshi/ghgp/co2_trend.html）

(1) 温室効果ガスの濃度

18世紀後半に起こった産業革命以前の温室効果ガス（二酸化炭素）の濃度は280ppm程度で、人為的な排出量と森林等による自然の吸収量はほぼ一致していました。

しかし、産業革命以降、人類は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、二酸化炭素の排出量が急速に増加し、現在の濃度は**410ppm**を上回るまで上昇しています。

(2) 道内の気候の長期変化と将来見通し

これまでの長期変化	将来見通し（21世紀末）
<ul style="list-style-type: none"> ○平均気温はおおよそ1.63°C上昇 ○冬日・真冬日の日数が減少 ○年降水量の大きな変化はない ○日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数が増加傾向 ○最深積雪量が減少傾向 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○平均気温は20世紀末を基準に5°C程度上昇 ○夏日は約52日/年増加（現在は約30日/年） ○冬日は約58日/年減少（現在は約160日/年） ○年降水量は概ね10%増加 ○大雨や短時間強雨の頻度が増加 ○年降雪量は各地域で減少 など

※ 札幌管区気象台が公表した「北海道の気候変化」（H29.3）及び「北海道地方地球温暖化予測情報」（H31.3）を基に整理したもの。詳細は「北海道気候変動適応計画」及び札幌管区気象台のページを参照。

（URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/hokkaidonorikumi.htmHoLCCAC.html>[高橋 優也2]）（道適応計画）

（URL：<https://www.data.jma.go.jp/sapporo/bosai/publication/kiko/kiko.html>）（札幌管区気象台）

(3) 気候変動による道内への影響（◇：現在の影響、●：将来予測）

農業	小麦など一部作物の品質の低下●、病害虫の発生増加や分布域の拡大●
水産業	ブリなどの分布・回遊域の変化◇、シロザケの生息域減少●
自然生態系	高山帯等植物の分布適域の変化や縮小◇、エゾシカ等の分布拡大◇
自然災害	洪水をもたらす大雨事象の増加●、海面上昇の発生●
健康	熱中症搬送者の増加◇●、節足動物媒介感染症のリスク増加●
その他	自然資源を活用したレジャーへの影響●、ライフラインへの影響●

※ 国の報告書等を基に、本道で予測される影響等を整理したもの。詳細は「北海道気候変動適応計画」を参照。

（URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/hokkaidonorikumi.htmHoLCCAC.html>）

道内の年平均気温は100年でおおよそ1.63度上昇

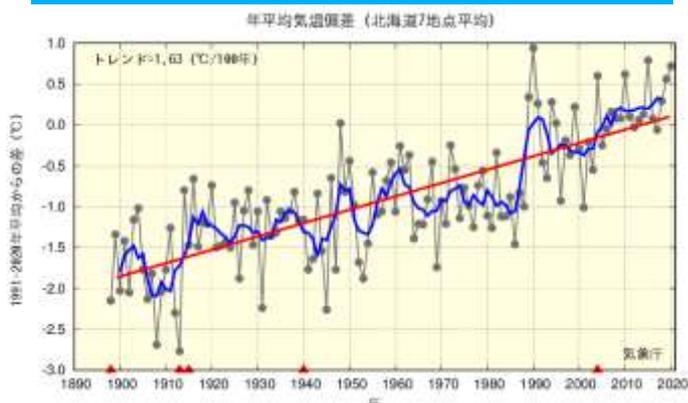


図 道内7地点を平均した年平均気温の経年変化

21世紀末には5.0°C上昇

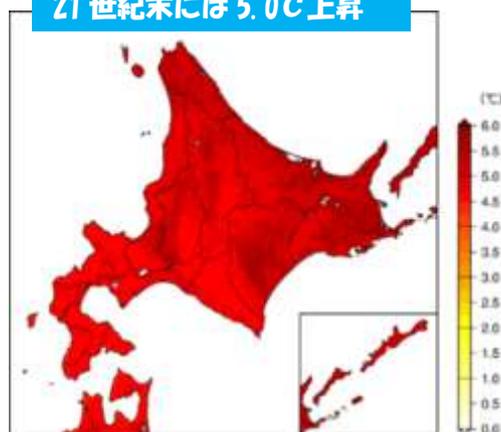


図 北海道の年平均気温の変化

（出典：「北海道地方地球温暖化予測情報—IPCCのRCP8.5シナリオを用いた北海道と地域別の将来予測—（札幌管区気象台）」）

4 世界と日本の削減目標

(1) 国際的な動向

2015年12月にCOP*³21で「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に保つこと、また、1.5℃に抑える努力を追求し、今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と吸収のバランスを実現することをめざすことが**世界共通の目標とされ**、2020年に協定の本格運用が開始されました。

2018年**10月**に公表されたIPCC1.5℃特別報告書*⁴では、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2030年までに人為的CO₂排出量を2010年比で約45%減少、2050年前後には正味ゼロにする必要があるとし、**2021年に公表されたIPCC第6次報告書では、人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないと指摘しています。**

また、2021年11月に閉会したCOP26では「グラスゴー気候合意」が採択され、工業化以前と比べて気温上昇を1.5℃以内に抑える目標が明記されたほか、気候変動への適応や開発途上国への支援目標、市場メカニズムのルール化などがまとめられました。

(2) 国内の動向

世界で5番目の二酸化炭素排出国である日本では、**2020年10月、総理大臣が「2050年までにカーボンニュートラル*⁶、脱炭素社会の実現をめざす」**ことを宣言し、2021年6月の地球温暖化対策推進法の改正では、**2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけました。**

また、「地球温暖化対策計画(2021年10月)」において、2030年度までに温室効果ガス排出量を**46%削減(2013年度比)**し、**さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく**という目標を示しているほか、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略*⁵(2021年10月)」では、**2050年カーボンニュートラルに向けた基本的な考え方のほか、利用可能な最良の科学に基づく政策運営や経済と環境の好循環の実現、世界への貢献など6つの視点による取組を進めていくこと**としています。

北海道の温室効果ガス排出の地域特性

本道は、**積雪寒冷・広域分散型**という地域特性から、暖房用の灯油や移動に使用する自動車のガソリンなど化石燃料の使用が多いため、全国に比べて、道民一人当たりの二酸化炭素排出量は多く、**家庭部門、運輸部門の温室効果ガス排出割合が高くなっています。**

また、道民一人当たりの排出量も全国の約1.3倍(2018年度)となっている特徴があります。

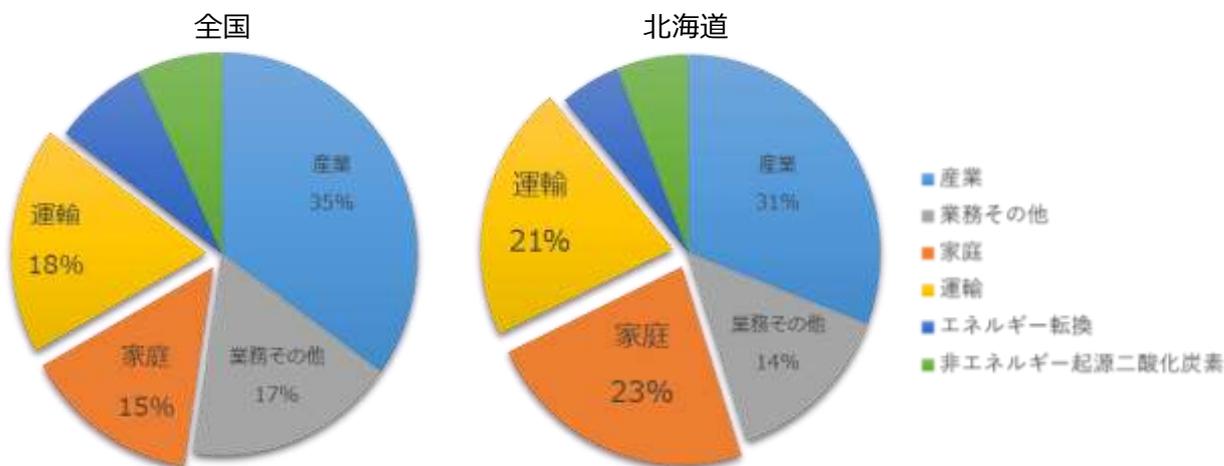


図 部門別の二酸化炭素排出量構成比(2018年度)

5 北海道の削減目標

(1) めざす姿 (長期目標)

気候変動問題の解決と真に豊かで暮らしやすい北海道の創造に向け、道内の温室効果ガス排出量の長期目標を次のとおりとします。

2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする
(“**ゼロカーボン北海道**”の実現)

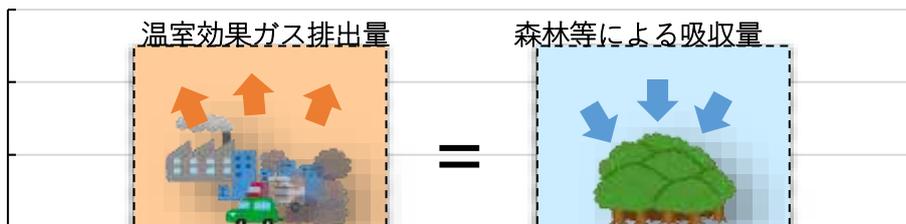


図 「実質ゼロ」のイメージ

(2) 中期目標

国の「地球温暖化対策計画」に示されている対策・施策や削減目標を踏まえるとともに、道独自の取組なども勘案し、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標 (中期目標) を次のとおりとします。

2030年度に2013年度から**〇〇%削減**することを目指すとともに、今後とも、再生可能エネルギーの道外への移出、ブルーカーボンの検討など本道の強みを活かした取組により、国の気候変動対策に貢献していく。

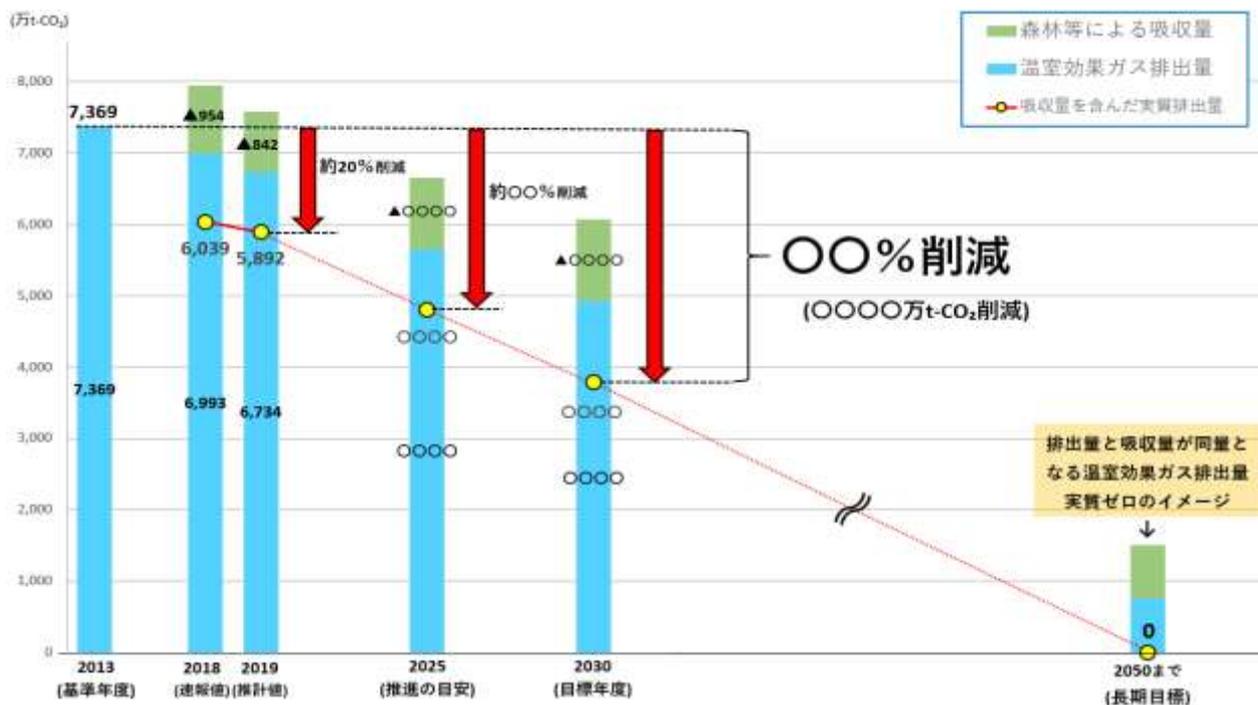


図 温室効果ガス排出量の削減イメージ

- ・2013年度は、森林等による吸収量を差し引いていない排出量の実績を示しています。
- ・本計画では、原子力発電所が稼働していない現状を踏まえ、削減目標の設定において考慮していません。
- ・本計画では、2050年の目標値は定めていません。
- ・2025年度の数値は2030年度に向けた進捗状況を確認するための目安です。

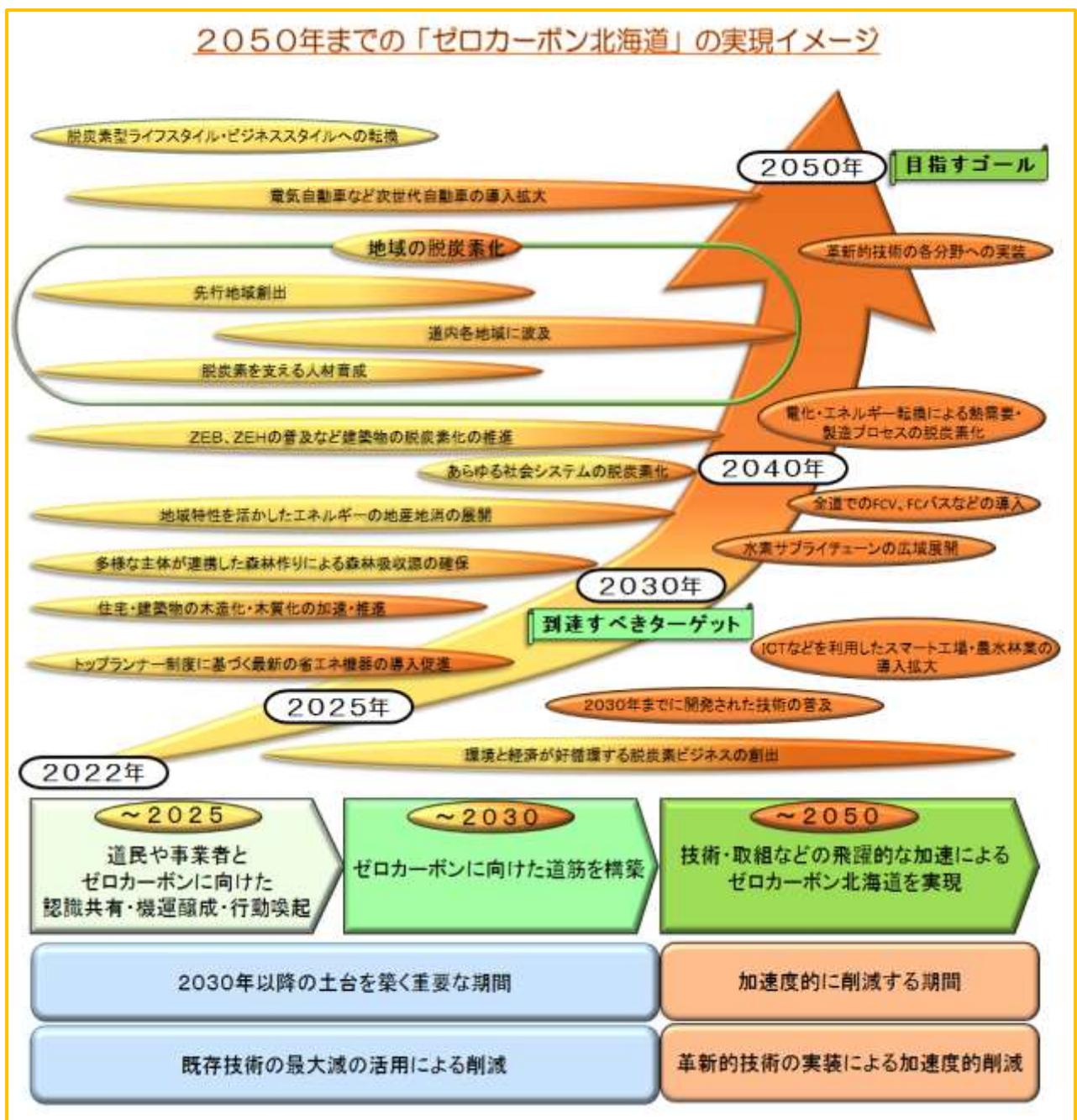
6 温室効果ガス排出抑制等の対策・施策

本項では、2030年度の中期目標の達成に向けた温室効果ガス排出抑制等の取組の基本方策と、それに沿って特に重点的に進める取組や分野毎の対策・施策を示します。

2030年度までの本計画期間は、**2050年ゼロカーボンに向けて道民、事業者と認識を共有し、機運醸成や行動喚起を図り、道筋を構築していく期間と位置づけ**、それ以降、より一層加速度的に温室効果ガス排出量を削減するための土台を築く重要な期間となります。

国においても、10月22日策定の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、2030年に向けては、既存の技術を最大限活用し、野心的な目標の実現を目指す期間とし、その上で、2050年カーボンニュートラルに向けては、2030年度の目標に向けた取組をさらに拡大・深化させつつ、現時点では社会実装されていない脱炭素技術の開発・普及を進めることとしています。

なお、「ゼロカーボン北海道」の実現をめざす上で、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例*11」に基づき策定している「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」及び「北海道森林吸収源対策推進計画」、省エネルギーや再生可能エネルギーの開発・導入、森林吸収源の確保といった点で本計画と密接に関係することから、一体で取り組んでいきます。



(1) 取組の基本的な考え方

2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現に向けては、取組の基本的な考え方を次のとおりとするとともに、その推進にあたっては、「これまでのスタイルや発想の転換（Change）」、「あらゆる社会システムの脱炭素化への挑戦（Challenge）」、「革新的なイノベーションによる新たな未来の創造（Creation）」という3つの「C」をキーワードとして、取組を進めます。

- **ゼロカーボン北海道の実現に向けた認識の共有や意識を醸成し、各主体のライフスタイルや事業活動等の脱炭素社会に向けた自発的な転換を促進します。**
- **地域の脱炭素化と経済の活性化、レジリエンス向上の同時達成をめざし、再生可能エネルギーなど本道の地域資源を最大限活用した「地域循環共生圏^{*13}」の創造による環境・経済・社会の統合的向上をめざすことにより、経済成長を図りながら温室効果ガスの削減を進め、環境と経済が好循環するグリーン社会の構築を進めます。**
- 災害からの復興や感染症などにより経済社会が変化する局面においても、その変化を柔軟かつ的確に捉え、脱炭素の観点を組み込んだ対策・施策を実施し、着実に脱炭素社会への移行を進めます。
- **脱炭素化に向けた取組の実施にあたっては、地域の経済、社会、雇用への影響とともに、動植物の生息・生育地などの保全・維持等について充分配慮しながら進めます。**
- 本取組の方向性は、SDGsの考え方も踏まえたものであり、「SDGs未来都市^{*16}」として、13番の目標である「気候変動に具体的な対策を」のみならず、他の目標についても同時達成をめざして取組を進めます。

「ゼロカーボン北海道」の実現へのキーワードは、3つの「C」

北海道の優位性を最大限に活用

- ・豊かな再生可能エネルギー
- ・優れた自然環境など

Change（転換）

- **スタイルの転換**
・省エネ住宅やテレワークなど、脱炭素なスタイルへ**転換**を図る。
- **発想の転換**
・企業の脱炭素経営の取組やグリーン社会に向けた ESG 投資^{*17}の拡大を進めるなど、環境課題への対応が成長につながるという発想への**転換**を図る。

Challenge（挑戦）

- **あらゆる社会システムの脱炭素化への挑戦**
・再生可能エネルギーの最大限の活用などにより、社会システムの脱炭素化、そして環境・経済・社会が統合的に向上する地域づくりに**挑戦**する。

Creation（創造）

- **革新的なイノベーションなどによる新たな未来の創造**
・再生可能エネルギー由来の水素社会の構築やバイオマス等の利活用技術の革新、さらには北海道の強みを伸ばす革新的なイノベーションなどにより新たな未来を**創造**する。

ゼロカーボン北海道の実現

1 (2) 重点的に進める取組

2 本計画期間においては、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざすという長期
3 的な視点を持ちながら、本道の特徴や優位性を活かし、社会システムの脱炭素化、再生可能
4 エネルギーの最大限の活用、そして二酸化炭素吸収源の確保を重点的に進める取組と位置付け、
5 道民や事業者などの各主体とともに積極的に推進します。

6 ① 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化

7 ○ 脱炭素型ライフスタイルへの転換

- 8
- 9 ・ 環境・経済・社会の統合的向上による脱炭素社会の実現に向け、様々な主体と「2050年
10 までのカーボンニュートラル」という目標を共有しながら協働し、先進的な取組の見える
11 化や新たな地域間、業種間の連携モデルの創出などを推進します。
 - 12 ・ 本道の地域特性を踏まえた脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けて、行動科学の知見
13 (ナッジ等)を活用した効果的な情報発信手法を活用し、道民一人ひとりが温室効果ガス削減
14 につながる行動を自発的に実践できるよう行動変容を促すとともに、エネルギー効率
15 の高い設備・機器の導入による徹底した省エネを促進します。
 - 16 ・ 各家庭からの温室効果ガス排出量が見える化し、道民全体へ周知することにより、道民一
17 人ひとりの意識改革や行動変容を促します。
 - 18 ・ エネルギーの見える化やエネルギーマネジメントにより、エネルギー利用を最適化する
19 取組を促進します。
 - 20 ・ 電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の導入拡大に向け、自動車関連企業等とも
21 連携し、トッパー制度による自動車の燃費性能の向上や2035年までの乗用車新車
22 販売における電動車100%とした国の目標の進捗状況も把握しながら、道民や事業者に対
23 し環境への貢献や災害時の利用方法などについて周知するなどして機運を醸成します。
 - 24 ・ 3Rのうち特に2R(リデュース・リユース)を優先した環境に配慮するライフスタイルや事業
25 活動の推進に向け、市町村等と協力して普及啓発や環境教育を推進し、道民、NPO・
26 NGO等、事業者の意識を高め、各主体の取組を促進します。
 - 27 ・ 道民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルを転換するため、産業や経済などの団
28 体等から構成するゼロカーボン北海道推進協議会や道・国の地方支分部局(タスクフォー
29 ス)等と連携して、幅広く道民・事業者へ脱炭素の取組を呼びかけます。
 - 30 ・ ほっかいどう応援団会議等のネットワークを活用するなど官民連携の推進により、ゼロカ
31 ーボンの取組への参画や協力を呼びかけます。
 - 32 ・ 各主体が連携・協働し、学習・教育機会の創出に取り組むほか、様々な分野において環
33 境・経済・社会の統合的な向上を牽引する人材育成を促進します。

34 ○ 脱炭素型ビジネススタイルへの転換

- 35
- 36 ・ 気候変動対策に関する先進的な取組の見える化を行うなど、適切で効果的な情報共有を進
37 むることで、関係者が一丸となった脱炭素化への取組の推進を促すとともに、新たな地域
38 間・業種間の連携モデルの創出などを推進します。
 - 39 ・ 事業者に対し、生産性の向上に向けたICTの活用や省力化の動きも踏まえつつ、省エネル
40 ギー型の機械や機器の導入、作業工程の効率化、高効率な熱利用設備の普及や工場等か
41 らの排熱の利活用など、エネルギーを効率的に利用する事業活動を促すなどして省エネ
42 ルギーの徹底を図ります。
 - 43 ・ 事業者において、エネルギーの使用状況を踏まえた省エネルギー設備の適切な運用が図
44 られるよう、設備の効率的な制御やエネルギーの見える化が可能となるFEMS(フェムス
45 :工場エネルギー管理システム)といったエネルギーマネジメントシステムの普及に取り
46 組みます。
 - 47 ・ 気候変動に対応した経営戦略の開示や脱炭素に向けた目標設定など、事業者による積極
48 的な脱炭素経営の取組を促進するとともに、経済的な負担とのバランスにも配慮しなが
49 ら、環境と経済の好循環をめざします。
 - 50 ・ 関係主体との連携により、フロン類の適正管理の徹底やノンフロン機器の導入などを促
51 進します。
 - 52 ・ 道自らが率先して、省資源・省エネルギーや3Rの推進など環境に配慮した活動に取り組
53 むとともに、再生可能エネルギー由来の電力の調達や次世代自動車の導入などの温室効果
54 ガス排出抑制のための取組を進めます。
- 55
56

1 ○ 地域の脱炭素化

- 2 ・地域の脱炭素化に向け、道内の市町村に対し「ゼロカーボンシティの表明」を呼びかける
- 3 ほか、その実現に向け、市町村との連携強化を進めるとともに、住民への理解促進や事業者等との合意形成の場づくりを促進します。
- 4
- 5 ・脱炭素化に向けた地域の取組の進捗度に応じた支援や、道民・事業者への温室効果ガス排出量の見える化を通じたゼロカーボンの意識づけに関する取組を進めます。
- 6
- 7 ・道民・事業者からのCO₂排出量の見える化を進め、ゼロカーボンに対する意識改革や行動変容を促進するとともに、市町村など地域の取組を支援し、オール北海道で社会の変革を目指します。
- 8
- 9
- 10 ・地域の意欲的な脱炭素の取組を促進し、個性あるまちづくりなど、地域の魅力の向上や課題解決を図るため、市町村の取組状況に応じた支援施策を整理・提示していきます。
- 11
- 12 ・国が地域脱炭素ロードマップで示した脱炭素先行地域をはじめとする支援策の活用に向け、市町村からの相談や要望にきめ細かく対応するとともに、国のタスクフォース等とも連携し、取組内容の磨き上げを図るなど、地域の特性を活かした取組が全道に広がるよう努めます。
- 13
- 14
- 15
- 16 ・コンパクトなまちづくりを促進するなかで、冷暖房等の熱エネルギーの効率化や自立分散型のエネルギーシステムの導入によるレジリエンス向上、市街地周辺の農地や林地などの緑地の保全といった環境負荷の小さい都市の実現を図ります。
- 17
- 18

19 ○ 交通・物流の脱炭素化

- 20 ・物流の脱炭素化に向け、複数事業者間の連携・協働により、トラック輸送から鉄道輸送への転換などのモーダルシフトをはじめ、トラック輸送の共同化や片荷の解消による積載率の向上など物流全体としての効率化を図ります。
- 21
- 22
- 23 ・原材料や製品の輸送に係る温室効果ガスの排出抑制に貢献するため、道内で生産・加工された農林水産物の消費に努める地産地消を推進します。
- 24

25 ○ 「グリーン×デジタル」の一体的な推進

- 26 ・広大な自然などの北海道の強みを伸ばし、広域分散型などの北海道の特徴を一層活かすためには、エネルギー、モビリティ、デジタル化等の分野を超えた革新的なイノベーションが重要であり、ICTやAI、ロボット等の未来技術を最大限活用し、脱炭素化に資する効率的な社会システムを実現するため、データの利活用など「北海道Society 5.0^{*21}」の実現に向けた取組を推進します。
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31 ・冷涼な気候や豊富な再生可能エネルギーといった本道の特性を活かし、国のシステムのクラウド化に伴うデータセンターや次世代データセンターの「中核拠点」の誘致に向けた取組を推進します。
- 32
- 33

34 ○ クリーン農業・有機農業などの環境保全型農業の推進

- 35 ・農地及び草地土壌における炭素貯留にも貢献するため「北海道クリーン農業推進計画」や「北海道有機農業推進計画」に基づき、施肥や緑肥などの有機物の施用による土づくりを基本とするクリーン農業・有機農業などの環境保全型農業への理解促進とさらなる取組の拡大を推進します。
- 36
- 37
- 38
- 39 ・環境保全効果の観点からもクリーン農業に取り組む重要性や堆肥の施用による土壌への炭素貯留効果などを農業者に啓発するとともに、広く消費者や流通・販売事業者に発信して理解を促進します。
- 40
- 41

42 ○ ZEB、ZEHの普及など建築物の脱炭素化の推進

- 43 ・光熱費の削減のみならず、快適性・生産性の向上や事業継続性の向上について周知することなどによりZEB^{*18}の普及を進めます。
- 44
- 45 ・道有建築物脱炭素化推進方針に基づき、新築・改築する庁舎等のZEB整備を推進します。
- 46
- 47 ・住宅の省エネ性能の見える化を進めるとともに、家計負担の軽減や快適性、健康性の向上について周知することなどにより、本道の気候風土に適した高断熱・高気密住宅である北方型住宅や積雪寒冷地でのZEH^{*19}の普及を進めます。
- 48

49 ○ 持続可能な資源利用の推進

- 50 ・廃棄物の減量化や再生資源の循環的な利用の促進など、3R(リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))の取組による持続可能な資源利用を進めます。
- 51
- 52 ・近年、プラスチックごみの排出抑制の重要性が高まっていることから、使いきりのプラスチック製品はできるだけ使用しない、使用した際もポイ捨てをせず、正しく処分する等の「プラスチックとの賢い付き合い方」について、より一層の実践を、道民、事業者
- 53
- 54
- 55